

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、愛媛県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年2月28日から同年6月30日までのものは、令和6年7月1日をもって満了するものとする。

記

宇和島市戸島、宇和島市日振島

以上

令和6年6月6日

四国運輸局

愛媛運輸支局長

